

## アクティビティノート &lt;第305号&gt;

2022年6月度の受付相談事例を中心に記載しています。

## 1. 相談業務

1-1 2022年6月度相談受付件数 ……p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3~10

## 2. ちょっと注目 『食物アレルギー 表示対象に「くるみ」を追加』

……p.11~13

## 3. コラム 『新型コロナウイルス感染症 2年半経過』

……p.14~16

## TOPICS

**食物アレルギー 表示対象に「くるみ」を追加**

毎日の食事に注意が必要な方がおられます。食物アレルギーをお持ちの方です。今回、「くるみ」を義務表示の「特定原材料」とするために食品表示基準改正に向けて進めることになりました。食品を選ぶ際の大切な情報である食物アレルギーの食品表示についてまとめました。

**新型コロナウイルス感染症 2年半経過**

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国の武漢で最初の市中感染が報告され、2020年1月以降には全世界に感染が拡大「パンデミック」となりました。この感染症が流行してから2年半が経過しています。これまでに様々な報告を元に振り返りを行ってみました。

## 1. 相談業務

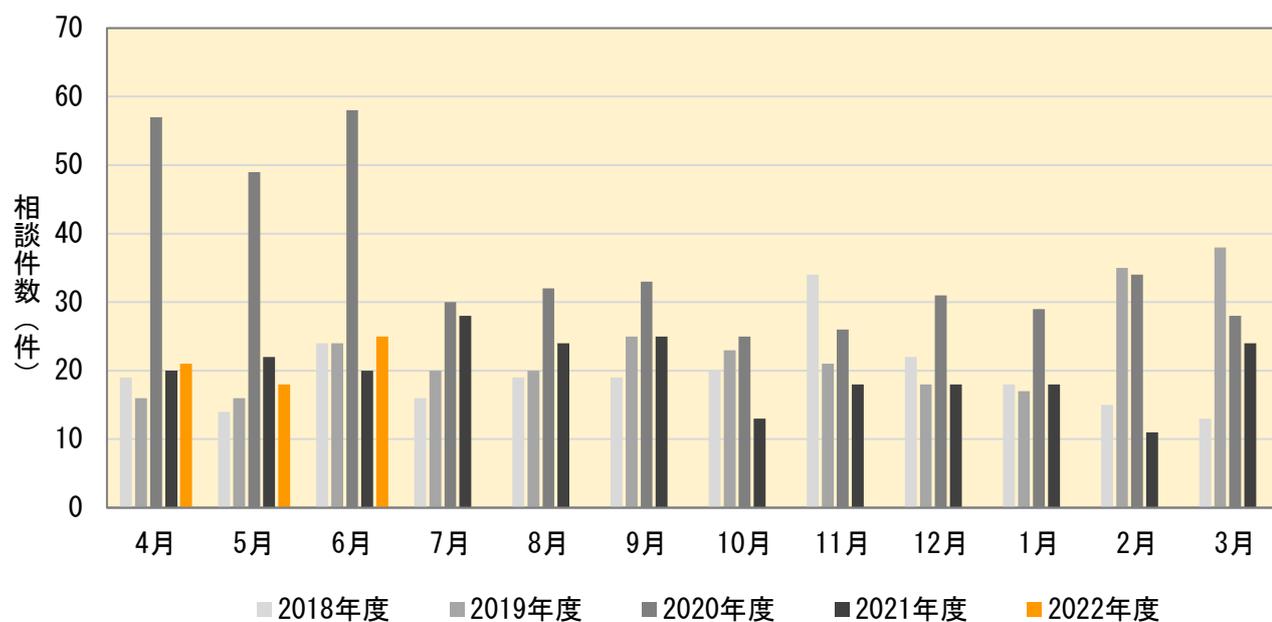
### 1. 1 相談受付件数

2022年6月度相談受付件数 (5/28~6/24 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	2	2	1	13	0	18	72%
消費生活C・ 行政	2	0	0	3	0	5	20%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	8%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	4	2	1	18	0	25	
構成比	16%	8%	4%	72%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2018~2022年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <風呂釜洗剤で浴槽の色褪せ> 「〇〇社の風呂釜洗剤を使用したところ、黒色の浴槽の喫水線から下が色褪せてしまった。〇〇社に申し出たが、そのような事例はなく製品の問題ではないと言われた。浴槽メーカーは、一般的な風呂釜洗剤で色褪せなどの問題ないことは確認しており、原因はわからないとの回答であった」との相談を受けている。洗剤の成分、浴槽の材質は確認していない。化学製品PL相談センターで斡旋はしてもらえるか。また、分析などの原因究明はできるか。できなければ、分析機関を紹介してもらえるか。〈消費生活C〉  
⇒当センターでは斡旋や調停、仲裁は行っておりません。また、特定の分析機関を紹介することはしておりません。ご自身で調べる場合は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)、および独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照いただくようご案内しております。浴槽メーカーに使用した洗剤と浴槽の色褪せの状況を確認するように伝えられてはいかがでしょうか。
- ◆ <ヘアオイル使用で引火> 「ヘアオイルを使用した後でライターから引火して髪に燃え移った」との相談を受けている。製品によってはそのようなことは起きるのか。教えてほしい。〈消費生活C〉  
⇒製品が特定されていないのでお答えできません。まずは製品のメーカーに成分や使用上の注意、特に火気の使用に関して確認されてはいかがでしょうか。
- ◆ <道路の白線工事で体調不良> 近くで行われていた道路の白線工事の現場に行ったところ、臭いで体調が悪くなった。現在、工事を発注した自治体に申し出て、使用した物質を確認してもらっている。自分は2年半前に化学物質過敏症と診断されており、今回、頭痛、胸の痛み、だるさなど全身に症状が出て、通院することもできない。かかりつけ医には電話で状況を伝えたとところ「体を休めるしかない。4、5日すればよくなるだろう」と言われている。何か他に体調がよくなるためにすることはないか。化学製品PLセンターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉  
⇒当センターは医療機関ではありませんので、体調不良に対してアドバイスはできません。医師のアドバイスに従い、お体の状態が変わらないようであれば再度、医療機関にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <置き型の風呂用防カビ剤で窓枠に黒いシミ> 1ヶ月前に〇〇社の置き型の風呂用防カビ剤を購入し、白く塗装された窓枠に設置したところ、4日前に製品を置いた形に黒くシミになっていることに気が付いた。カビ取り剤や様々な洗剤を使用してこすってみたがシミが取れない。〇〇社のお客様相談室にシミの落とし方について尋ねたが「そういうことには一切お答えできない」と言われ、対応に強い不満を持った。白い窓枠にできた黒いシミは見た目がよくないので元に戻したい。市の消費生活センターに相談したが、回復法はわからず、化学製品PL相談センターを紹介された。同様の相談はあるか。また、どうすればシミが落とせるか。〈消費者〉  
⇒当センターの過去事例を調べましたが同様の事例はありませんでした。製品の成分、窓枠の塗装の種類もわからない状況ですので、お伝えできる情報はありません。既に様々な製品を試されても変化がないことから、変質している可能性も考えられます。まずは、何が起きているかを明らかにするために使用された製品に問題がないかを確認することが必要です。〇〇社に製品調査と見解を求めることについて、消費生活センターに相談し、見解を出すよう依頼されてはいかがでしょうか。

#### ◆品質クレーム関連相談

- ◆ <水洗便座の樹脂部分の破断について> 2019年12月に新築した住居に入れた〇〇製の水洗便座が半年ほどで便座蝶番部分の樹脂が破断した。ハウスメーカー△△に申し出たところ同じ〇〇製の水洗便座に交換を行った。その後、約半年を経過した2020年1月にまた同じように樹脂部分が破断した。原因を便座メーカーの〇〇で調査したところ使用している洗剤などの影響を受けて破断した可能性があるため洗剤の使用を控えるように言われ水洗便座の交換を行った。洗剤を使わずに使用していたところまた約半年後に破断をした。その時は説明もないまま水洗便座の交換だけが行われた。今回、3日前に4回目の樹脂部分の破断が起きたので〇〇は信用できない。メーカー〇〇の製品で起きたことは、消費生活センターにも相談をしている。このようなことはなぜ起きるのか。自分でもなぜこのようなことが繰り返し起こるのか調べている中で、化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉  
⇒樹脂製品が破断する事例としては、樹脂の種類にもよりますが、繰り返し力が加わり、さらに洗剤などに含まれる成分が樹脂に浸透すると樹脂製品が破断する事例はあります。今回の要因については当センターでは分かりかねます。3年程度の期間で4回目の樹脂部分の破断とのことですので、メーカー〇〇に使用状況など説明した上で、破断原因の説明を受けられて、消費生活センターにご相談されてはいかがでしょうか。
- ◆ <購入した手芸用ビーズのシンナー臭が強い> 手芸用のパールカラービーズを購入したが、シンナー臭が強く使用することができない。販売店に申し出たところ臭いの感じ方に差があるので交換すると言われた。このような商品があるのに驚き販売することがおかしいと思うし、交換する対応にも不信感があるので、消費生活センターにも伝えている。製品の臭いについての説明に関して、消費生活センターから紹介された。〈消費者〉  
⇒成型されたビーズの表面にパール感を持たせるためにパール塗料が塗装されることがあ

ります。塗装後に塗膜を安定させるため塗料を乾かす工程があり、シンナーの臭いも抑えた上で製品として販売されているかと思えます。臭いの感じ方は人により違いがあります。今回の製品の臭いについては、販売店でどのように管理されているか、当センターでは分かりかねます。

#### ◆ 一般相談

- ◆ <重曹水について> 「妻が〇〇の重曹水を飲んでガンが治癒するとの会合に出席して、その後、〇〇の重曹水を購入して飲み続けているがガンが良くならない。重曹水とは何か」との相談を受けている。〇〇という重曹水について教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒〇〇の重曹水についてウェブサイトを確認すると、成分は、水 92%、炭酸水素ナトリウム 5%、起泡剤 3%と記載されています。成分表記から弱いアルカリ性を示す炭酸水素ナトリウムの水溶液となります。製品の効果については当センターでは判断することはできませんが、医薬品としての効能効果については薬機法に基づく必要があります。お話の状況から、メーカーに対して治癒の根拠などについて確認する必要があると考えられます。

- ◆ <フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について> 「フッ素樹脂を製造しているメーカーの PFOA という物質が環境を汚染し、健康被害を告発する米国の映画を視聴した。、自宅にフッ素樹脂加工したフライパンがあり、使用していると健康被害に繋がることになるのか」との相談を受けている。化学製品 PL 相談センターの過去事例の回答内容を参考に伝えるつもりであるが、他に情報はあるか。〈消費生活C〉

⇒PFOAはペルフルオロオクタン酸のことでフッ素樹脂の製造時に反応助剤（重合乳化剤）として使われていたことがあります。2019年の4～5月に開催されたストックホルム条約締約国会議で、長期間にわたって分解されずに環境中に残留する汚染物質（POPs）として、世界的に製造、輸出入、意図的な使用を禁止することが決定されました。国内においては、2021年4月16日「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、「PFOA又はその塩」は第一種特定化学物質に指定され規制されています。相談者自身が使用されているフライパンの安全性については、PFOAとの因果関係の有無も含めわかりませんので、前述の情報に併せて、メーカーにお問い合わせするよう伝えられてはいかがでしょうか。

- ◆ <弱酸性と中性の除菌効果について> 除菌剤の液性である pH が弱酸性と中性の場合では除菌効果の高いのはどちらか。具体的な成分はわからないが一般的に除菌効果の高いのは弱酸性か中性かを教えてほしい。〈消費者〉

⇒除菌剤の効果は使用されている成分、使用される対象、使用方法によって異なり、製品の液性だけで除菌効果について判断はできません。除菌したい対象物に適した製品をお選びください。

- ◆ <尿が付いた下着の洗い方> 雨が続けているが、乾かないので尿が付いた下着が洗えずにいる。水を使わないできれいできる方法はないだろうか教えてほしい。化学製品 PL 相談センタ

一はインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒尿の汚れを落とすには洗濯をされることがお勧めです。汚れてから時間が経過している場合は、衣類の洗濯表示を確認して、衣料用洗剤に浸け置きしてから洗うなどされてはいかがでしょうか。また、衣類を乾燥させる際には、風を当てるなどされれば室内でも乾燥させることができます。

- ◆ 〈塩化ベンザルコニウムのコンクリートへの影響について〉 手指の消毒剤として販売されている医薬品の〇〇をコンクリートの苔の除去に使用したい。〇〇の成分は塩化ベンザルコニウムとあるが、この成分がコンクリートに影響を及ぼすことはあるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは、塩化ベンザルコニウムのコンクリートへの影響について、データや知見を持ち合わせておりません。また、どのような製品でも用途外のご使用についてはお薦めできません。製品はその用途に合わせて、目的とする効果を発揮し、周辺基材や人体に影響がないよう設計され、メーカーはその品質を保証しています。用途外使用の場合、誤使用と判断され、もし製品によりトラブルが起きても、メーカーに製造物責任を問うことはできません。使用用途にコンクリートの苔を除去するとの記載のある製品をお選びください。

- ◆ 〈床下シロアリ駆除後の臭いについて〉 業者により床下のシロアリ駆除と防カビ処置を5月に実施した。その後2週間しても臭いがなくならないので業者に伝えたところ、床下の強制換気を実施してもらっている。1ヵ月が経つがまだ臭いがしている気がする。臭いをなくす方法があれば教えてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは特別な知見は持ち合わせておりません。臭いを軽減する方法については、既に業者がされているように換気をすることが一般的です。

- ◆ 〈クローゼットの中の臭いについて〉 住まいのクローゼットに入れていた衣服に、自分しかわからないが透明な油のシミができるようになった。そこから独特のニオイもして、住まいの他の場所にも透明なシミができています。住まい外に置いたものにも、最近は同じようなシミができ、同じようなニオイがするようになった。このようなことが起きるので不安である。どうしたらよいのか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターではお話の内容からでは原因や対策の判断できません。クローゼットの中に保管されたものの臭いは、換気を行うことで軽減すると考えられます。住まいの外に置かれたものについてはどのような状況かお話からでは分かりかねます。

- ◆ 〈園芸用殺虫剤スプレー缶から液漏れ〉 古い園芸用殺虫剤スプレー缶〇〇から液漏れをしてカーペットの床がシミになった。表面を水拭きなどはしたが、2週間経過しても臭いがとれない。どうしたらよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒カーペットのお手入れに関する表示を確認して下さい。染み込んだ殺虫剤は、洗剤が使える場合は手袋などを着けた上で、薄めた液を使いあて布などしながらたたき出して取り除けば、徐々に臭いが少なくなると考えられます。

- ◆ <USBメモリーを廃棄したが大丈夫か> 実家でUSBメモリーを廃棄するため破壊した。土に埋めてしまったが、半導体にはガリウムやヒ素が含まれており今後も体に害はないだろうか。化学製品PL相談センターは地元の保健所から紹介された。<消費者>  
⇒USBメモリーに使われている半導体には、ガリウムやヒ素が使われている場合があります。廃棄の際には注意が必要です。すでに土に埋められたのは少量なので、ご心配される必要はありませんが、今後は自治体にて決められた方法で廃棄してください。
- ◆ <食器棚の除湿にシリカゲルを使用しているが食器は大丈夫か> 食器棚の除湿に食品用シリカゲルの残りを袋に入れて使用している。自分は化学の知識はないので、乾燥剤が食器に触れても大丈夫なのか確認したい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<消費者>  
⇒シリカゲルは周囲の水分を内部に取り込む働きがあります。食器には影響を与えることはありませんので、食器に触れても心配される必要はありません。
- ◆ <ペット用冷感ジェルマットの中味が漏れた> 昨日、ペット用冷感ジェルマットを犬が引掻いたことで中身が漏れた。床にこぼれた中身味を拭いて取り除いたが、手についたので心配になった。中身味の安全性についてメーカーに確認したところ成分は、ポリウレタン、CMC、水、防腐剤で洗い流せば問題ないといわれ、何か症状があれば医師に相談するように言われた。メーカーの話では信用できないので消費生活センターに確認したところ体調に変化がないか確認して異常がないようであれば安心されてはとも言われた。製品の中身味の成分についての説明については、化学製品PL相談センターを紹介された。<消費者>  
⇒冷感ジェルマットの中味の成分であるポリウレタンやカルボキシメチルセルロースを示すCMC、防腐剤などは、皮膚に付着しても洗い流せば残ることはないと考えられます。付着した後すぐに洗い流されていて、1日以上時間も経過しているので皮膚への影響を心配をされる必要はないと考えられます。それでも皮膚の症状で気になる場合は、皮膚科を受診されてはいいでしょうか。
- ◆ <シロアリ駆除剤の安全性について> 業者による床下のシロアリ駆除を実施したが、使用されたシロアリ駆除剤の安全性を確認したい。公益社団法人日本しろあり対策協会には相談して安全性に問題はないと言われている。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。<消費者>  
⇒当センターはシロアリ駆除剤に関する安全性の詳細な知見は持ち合わせておりません。一般的には、駆除剤に使用されている成分については、人や環境に対する安全性を確認した上で使用されています。ただし、まれにアレルギーなどが起きる場合があります。何か現在症状がある場合は、使用された状況や薬剤などを医師に改めて伝え、相談されてはいいでしょうか。
- ◆ <塗料の安全性について> 自宅を建設中である。壁などに使用する塗料にこだわりがあり、特別に販売されている製品を自分自身で選び工務店に作業を依頼している。工務店から、購入した塗料の成分については、工務店では安全か確認できないので自分で確認してほしいと指摘

をされた。成分をインターネットで調べている。製品に配合されている成分には、イソチアゾール系のものであるが安全性についてはよくわからない。どうなのか。安全性に問題がある場合はそれを理由に返品を考えている。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。

〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の成分や安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりませんので、製品の安全性については塗料のメーカーにお問い合わせください。塗料に使用されている個々の成分である化学物質や化学製品としての塗料の危険・有害性などの情報として、世界的に統一された様式で記載されている、安全データシート (SDS) があります。SDS に記載されている人に与える成分、製品の有害性は、仕事で日常取り扱うことを想定しており、取扱量が多く、継続的に長時間扱うこともあるため、ばく露量 (実際に身体に取り込まれる量) による健康への影響に充分配慮する必要があります。一方、一般の方が SDS を確認する場合、製品や個々の成分である化学物質の潜在的な有害性情報を知る意味では重要ですが、有害性の発現については、消費者用製品は様々な化学物質の組成物であり、使用者との接触も、時間、機会ともに限定的で、ばく露量は問題にならないほど小さい場合が一般的です。このような予備知識を持った上で、メーカーにお問合せになるとよいでしょう。

- ◆ 〈衣料用製品を混ぜた場合の危険性について〉 粉末タイプの酸素系漂白剤と弱アルカリ性の衣料用洗剤と混ぜても有害なガスは発生しないか。また、弱酸性のハンドソープと弱アルカリ性の衣料用洗剤とではどうか。酸性とアルカリ性を混ぜると有害なガスが発生するものなのか。安全に使用するために何に気をつければよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お問い合わせの製品を併用しても有害なガスは発生しません。酸性とアルカリ性のものを混ぜても製品に使用している成分の組み合わせで異なります。洗剤や洗浄剤を混ぜて有害なガスが発生する製品については、家庭用品品質表示法で、それぞれの製品ラベルに「まぜるな危険」(塩素系)、「まぜるな危険」(酸性タイプ) の表示が義務付けられています。個々の製品を安全に使用するためには、製品の注意表示を確認し、正しく使用することが重要です。

- ◆ 〈液体の酸素系漂白剤と塩素系漂白剤を併用した場合の安全性〉 白い衣類のシミをとるために塩素系漂白剤を使用し、その漂白剤が台所用であると気が付き、衣類をすすがずに液体の酸素系の漂白剤を同じシミの場所に使用した。塩素系漂白剤の表示を見ると、酸性タイプとまぜると有害なガスが発生するとある。酸素系漂白剤の表示に酸性とあり心配になった。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒酸素系漂白剤と塩素系漂白剤を混ぜると、お互いの漂白成分が反応して酸素が発生する場合がありますが、有害なガスが発生することはありません。塩素系漂白剤は酸性洗浄剤と混ぜると有害な塩素ガスが発生することが知られています。このため、家庭用品品質表示法で、それぞれの製品ラベルに「まぜるな危険」(塩素系)、「まぜるな危険」(酸性タイプ) の表示が義務付けられています。「まぜるな危険」と書かれている製品を併用しないよ

うに気を付けてください。液体タイプの酸素系漂白剤の液性は酸性ですが、家庭用品品質表示法に規定されている塩素ガス発生試験で、塩素ガスの発生が認められないので「まぜるな危険」を表示する製品には該当していません。

- ◆ <ホワイトボード専用マーカーについて> ホワイトボードに油性マジックで書いたら消せないが、油性マジックの上からホワイトボードマーカーで上書きすると今度は消せる。この現象はなぜ起きるか教えてほしい。<事業者>

⇒ホワイトボードマーカーには剥離剤が含まれています。油性ペンで書いた直後であれば剥離剤の働きで消すことができます。油性ペンで書いてから時間が経過するとホワイトボードに油性成分が染み込むため落としにくくなります。

- ◆ <掃除用除菌シートについて> 自社でアルコールを含有した掃除用除菌シートの開発を検討している。製品を消費者が使用した場合の誤使用やトラブル事例を調べている。化学製品 PL 相談センターに寄せられた相談で、掃除用除菌シートが原因でトラブルを起こした事例はあるか。以前、化学製品 PL 相談センターに相談した際に教えていただいた、経済産業省の「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」に従い、同種の他社品表示や事故事例を調べている。<事業者>

⇒当センターが公開している過去事例に「フローリングシートによると思われる床の色抜け」「築 22 年のマンションのフローリング床が除菌シートを使ったらべたつく」の相談はありますが、いずれも因果関係は特定できていません。具体的な事例を調べるとのことでしたら、消費者庁ウェブサイトにも全国の消費生活センターなどの関係機関から広く収集した、「事故情報」「危害情報」を「事故情報データベースシステム (<https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>)」で閲覧・検索ができますので、確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <衣類に付着した白い粉の分析について> 「衣類用の防虫剤と衣類を一緒に保管していたら白い粉が衣類に付着し、一部まだらに脱色した。防虫剤はクリーニングでもらったものなど複数の製品を使用している。衣類に付着した白い粉が防虫剤の成分であることを調べてほしい」との相談を当保健所で受けている。公開されている相談事例をみると、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) のウェブサイトに掲載されている分析機関のリストを案内されているが、今回の事例で検査できる具体的な機関は紹介してもらえるか。<行政>

⇒当センターから特定の分析機関を相談者に直接紹介することはしていません。防虫剤のメーカーおよび衣類のメーカーに状況を相談することお伝えしています。各メーカーから説明に加えて、分析が必要な場合は、「独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) (<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)」または、「独立行政法人国民生活センター

([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/index.html](http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html))」のウェブサイトに掲載されている検査機関のリストを参考にご自身で相談をしていただくようご案内しています。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <家族が購入したウェットシートと洗剤や柔軟剤などのニオイについて要望> 自分は化学物質過敏症であり、医師からも症状を悪くしないように周囲から遠ざけるように言われている。家族が〇〇のウェットシートを購入してきたが、フローラル香りがあるもので頭痛や吐き気、腹痛などになった。無香料の製品を普段から使用しているが、製品の裏面に小さく香料の記載があり気付かずに使用して体調不良となった。要望として製品には、香料を使用したものは大きく記載を義務付け商品選択ができるようにしてほしい。更に、普段から周囲で使用されている洗剤や柔軟剤のニオイで体調不良になるので、近所や身の回りの人にも自分を含めて他にもいることをもっと知ってほしい。外出もできず家に閉じこもることになるので、メーカーにもニオイのある製品を販売することに規制をすることも要望したい。化学製品 PL 相談センターからも働きかけてほしい。化学製品 PL 相談センターは国民生活センターから紹介された。<消費者>

⇒当センターは相談者からの要望を直接、行政へ働きかけることはしていません。いただいたご意見はアクティビティノート、および年度報告書等で公開し、誰もがみれるようにするとともに、関連する団体、機関との情報の共有を図ってまいります。



## 食物アレルギー 表示対象に「くるみ」を追加

毎日の食事に注意が必要な方がおられます。食物アレルギーをお持ちの方です。今回、「くるみ」を義務表示の「特定原材料」とするため食品表示基準改正に向けて進めることになりました。

食物アレルギーは、食品に含まれるたんぱく質などを異物として身体が認識して、過剰な防御反応を示すことです。食物アレルギーの主な症状は、「かゆみ・じんましん」「唇の腫れ」「まぶたの腫れ」「嘔吐」「咳・ぜん息（ゼイゼイ・ヒューヒュー）」などで、「意識がなくなる」「血圧が低下してショック状態になる」などの重篤な症状を示すこともあり、最悪の場合は死に至ることもあります。買い物で食品を選ぶ際の大切な情報である食物アレルギーの食品表示についてまとめました。<sup>1)</sup>



### 食品表示と食物アレルギーの表示

店頭で販売されている食品には、食品表示基準に従った表示がされており、食品を選ぶ際に内容を正しく理解し、選択し、食べる時の安全性を確保するための大切な内容が記載されています。

食物アレルギーを起こす成分はアレルギー物質（アレルゲン）と呼ばれていますが、人によってその反応を起こす成分や量は、異なります。また、食物アレルギーについては、治療方法の検討はされていますが、有効な方法はなく、原因となるアレルゲンを食べないようにすることで発症を防ぐことが大切です。食物アレルギーを持つ方にとっては、食品に書かれている成分の表示がとても重要な情報となります。また、これまで症状が無い方でも突然発症することもあり、原因を究明するためにも食べた食品の食品表示が手掛かりとなることも考えられます。

アレルゲンを含む食品には、その品目を表示することが義務付けられています。表示の根拠、用語、品目が下記のように分類されています。表示が義務とされている「特定原材料」7品目と表示が推奨とされている「特定原材料に準ずるもの」21品目があります。

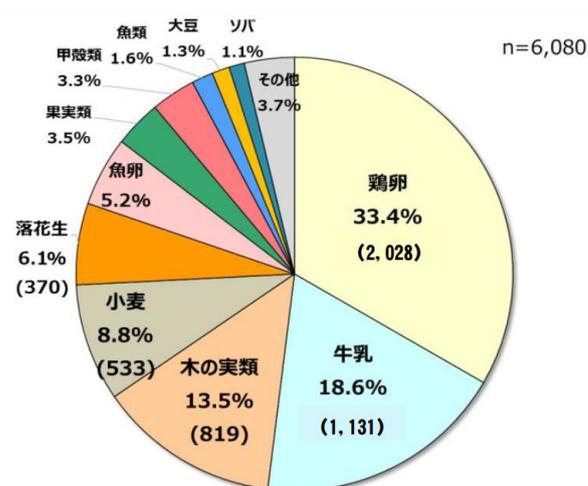
表示	用語	品目
義務	特定原材料 7品目	えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）
推奨	特定原材料に準ずるもの 21品目	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・ カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・ さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・ もも・やまいも・りんご・ゼラチン

「特定原材料」の7品目については表示が義務とされていますので、記載に誤りがあれば対象の食品は回収が命じられます。

## 食物アレルギーの実態

日本国内の食物アレルギーの患者数の正確な数字は把握されていませんが、乳幼児の5～10% (30万～50万人)、学童期の1～3% (20万人) が食物アレルギー患者であると言われています。

消費者庁にて定期的実施されている食物アレルギーの実態調査について、2020年の結果が公開されました。右が原因物資の内訳を示すグラフです。33.4%の「鶏卵」、18.6%の「牛乳」に次いで3番目に13.5%の「木の実類」が多いとの結果になりました。更に、「木の実類」の内訳では「くるみ」が463件で57%と半分以上、次いで「カシューナッツ」が174件で21%を占めていることが報告されました。<sup>2)</sup>



即時型食物アレルギーの原因物質  
即時型食物アレルギーによる健被害に関する全国実態調査

### 「くるみ」を「特定原材料」に

発症数や重篤度から「木の実類」については原因となる食物で3位、特に原因物質別の件数においても「くるみ」は、「鶏卵」「牛乳」「小麦」についで4番目の多さになりました。「くるみ」の食物アレルギーが増えた原因については不明な部分が多いのですが、「くるみ」の年間消費量は増加しており、食べる機会が増えていることが考えられます。<sup>3)</sup> 今後、消費者庁にて「くるみ」を義務表示とするために食品表示基準改正に向けて進めることとされました。



### 食物アレルギーとうまく付き合うには

食物アレルギーを防ぐには、その食品を食べないようにするしかありません。食品表示がその頼りとなり、製品を購入する場合は表示で確認することができます。しかしながら、注意が必要なのは、外での食事やテイクアウトの食品です。今後は、品目の表示についても徐々に広まることにはなりますが、心配な場合は、提供されるお店の人に原材料の確認を行うなどして注意しましょう。

また、自分の体がどの原材料に食物アレルギーを持っているのかを良く知っておくことが重要です。かかりつけ医などによく相談し、あらかじめ症状が出た時の対処方法なども相談しておきましょう。本人だけでなく、家族や周囲の人も普段から対処方法を知っておくことが大切です。<sup>4) 5)</sup>

1) 加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック(事業者用)(令和3年3月): 消費者庁  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_210514\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf)

2) 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書：消費者庁

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_220601\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_220601_01.pdf)

3) 輸入統計：日本ナッツ協会

[http://www.jna-nut.org/wordpress/?page\\_id=83](http://www.jna-nut.org/wordpress/?page_id=83)

4) 食物アレルギー - 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/dl/jouhou01-08.pdf>

5) アレルギー表示とは：消費者庁

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/pdf/food\\_labeling\\_cms101\\_200401\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/pdf/food_labeling_cms101_200401_02.pdf)



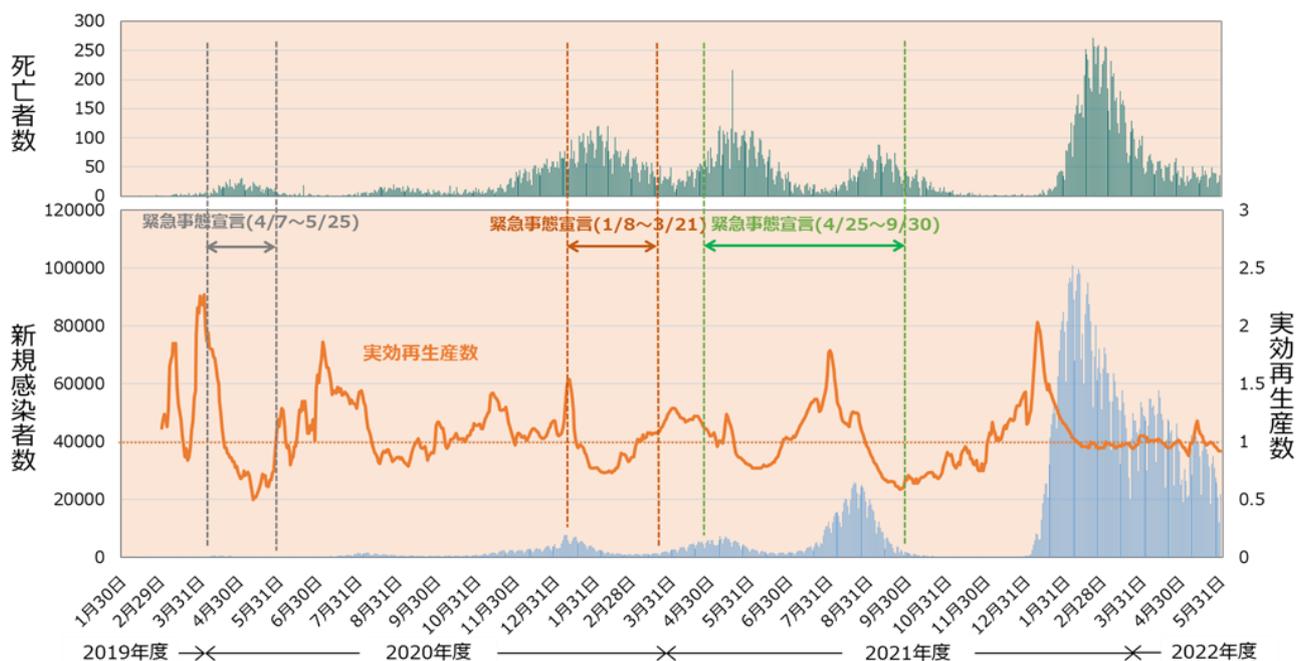
## 新型コロナウイルス感染症 2 年半経過

新型コロナウイルス感染症は、2019 年 12 月に中国の武漢で最初の市中感染が報告され、2020 年 1 月以降には全世界に感染が拡大し「パンデミック」となりました。この感染症が流行してから 2 年半が経過しています。感染症予防を行うことが、日常生活の前提となり、日頃の習慣や行動に大きな変化が起きました。この先の感染状況がどのようになるのかわかりませんが、これまでに様々な解析や報告もされています。100 年前に全世界で大流行したスペイン風邪、そして新型コロナウイルス感染症が流行する前の季節性インフルエンザが流行していた 2018 年頃の状況などが報告されています。これらを対比させながら 2020 年 1 月から 2022 年 6 月までの振り返りを行ってみました。

### ○日本における新型コロナウイルス感染症流行の状況（～2022 年 6 月末）

日本国内では、2020 年 1 月 15 日に国内で新型コロナウイルス感染症の最初の感染が確認され、2 月 13 日に死者が報告されました。そして、これ以降国内での感染拡大が始まりました。2020 年は、3 回の感染流行の波が起きています。従来株からウイルスが変異してアルファ株の流行となり、2 回の緊急事態宣言（2020 年 4 月 7 日～5 月 25 日、2021 年 1 月 7 日～3 月 21 日）が発動されました。最初の緊急事態宣言が発動された時には、繁華街などの街角から人の姿がなくなるということも起きました。

2021 年度は、新たな変異株であるデルタ株の流行と共に第 4 波と第 5 波となる感染拡大が起き、3 回目となる緊急事態宣言が 2021 年 4 月 23 日～9 月 30 日までの 5 カ月間に渡り発動されました。その後 2021 年の 10 月から 12 月にかけては、日本国内の感染者数も 1 日当たり 100 名程度と少ない状況となりました。

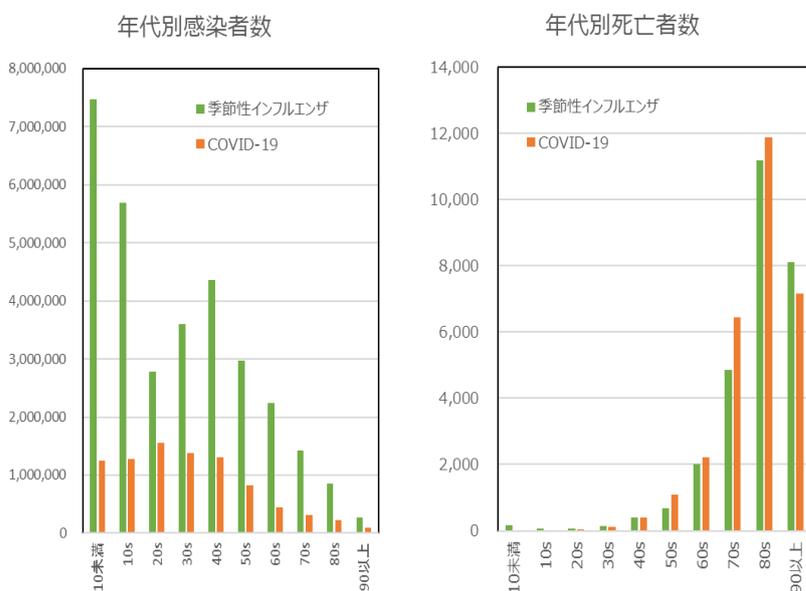


しかしながら、2022 年 1 月以降では、更なる変異株であるオミクロン株の流行により大幅な感染者数の増加となり、1 日あたりの感染者数が約 100,000 名となる大きな第 6 波の流行を迎えました。その後、感染者は減少していますが、2022 年 5 月末において、1 日あたりの感染者数は 20,000 名程度で、第 5 波のピークの感染者と同程度の感染者数となっています。

日本国内の 2022 年 6 月 30 日に公開された新型コロナウイルス感染症による総死者数は、31,266 名で陽性者総数は 9,305,998 名です。国内で感染が始まった 2020 年 1 月から 2021 年 12 月末までの 2 年間の死者数は 18,387 名で同期間の陽性者総数は 1,732,007 名となり、その割合は 1.06% になります。一方で、2022 年 1 月から 6 月末までの 6 ヶ月間の死者数は 12,879 名で同期間の陽性者数総数は 7,573,991 名となり、その割合は 0.17% となりました。2022 年になってからは、陽性者数は約 4.4 倍となりましたが、陽性者総数に対する死者数の割合は、約 1/5 となり大きく改善されつつあるのが 6 月末の状況です。<sup>1)</sup>

### ○季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の対比

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが起きる前は、毎年のようにインフルエンザが流行していて予防接種を受けたのではないのでしょうか。季節性インフルエンザの 2017 年 9 月から 2020 年 8 月までの 3 年間の感染者数と死亡者数が公開されていますので、2 年半経過での比較とはなりますが、年代別の感染者数と死亡者数のグラフを示します。高齢者においては、感染数が少ないのに関わらず死亡者数がほぼ同数となっています。<sup>2)</sup>



季節性インフルエンザと 100 年前のスペイン風邪の各々 3 年間の感染者数と死亡者数、そして新型コロナウイルス感染症の 2 年半の感染者数と死亡者数を表にまとめました。<sup>3)、4)</sup>

1918 年当時は、日本の人口は 5500 万人で、ウイルスの存在も解明されておらず、ワクチンもまだありません。現在の人口は 1 億 2550 万人です。

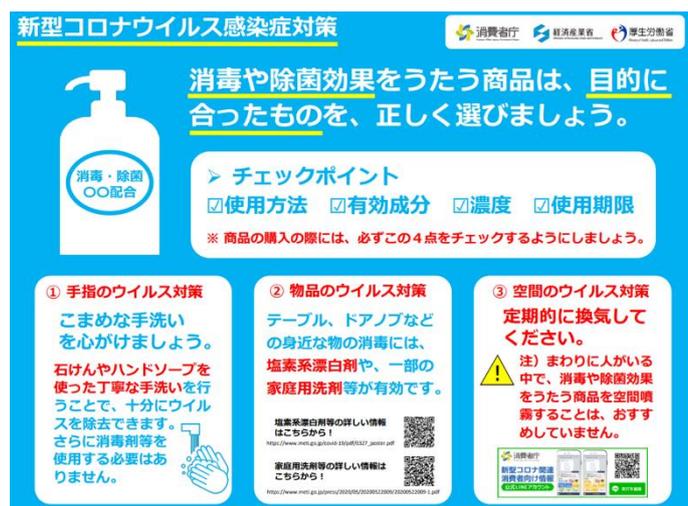
	感染者数	死亡者数
スペイン風邪	23,804,673	388,722
季節性インフルエンザ	31,665,539	27,679
新型コロナウイルス感染症	9,305,998	31,266

人口の違いもあるので、各ウイルス感染症の感染者数だけでは比較はできません。感染者数は季節性インフルエンザが一番多くなります。一方で、死亡者数はその感染者数に対する割合も含めて 100 年前からは、大きく減少はしています。新型コロナウイルス感染症は、最新の医療技術が開発され投入されましたが、年代別死亡者数や感染者数に対する死亡者数の状況から、特に基礎疾患のある方や高齢者にとっては、季節性インフルエンザよりも感染してしまうと死に至る恐ろしい病気であることが分かります。

少しずつ、日常が戻りつつある状況で、常にマスクをつける生活によって熱中症へのリスクが増えることや、口を隠すことによる子どもの発育への懸念なども考えられます。メリハリのある対応が必要です。人との距離が保てない時はマスクを装着する、日頃から手洗いを心がけるなど、重症化の可能性の高い高齢者への感染を少しでも予防する。さらに、感染した時の重症化を避けるためワクチン接種なども活用するなど、各自できることを日々行うことがとても大切です。

<参考資料>

- 1) 第 89 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和 4 年 6 月 30 日)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000959350.pdf>
- 2) 第 74 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーレポート (令和 4 年 3 月 2 日)  
 日本の医療データベースから算出された季節性インフルエンザの重症化率  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000906106.pdf>
- 3) 「流行性感冒」、国立国会図書館デジタルコレクション  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/985202>
- 4) 「流行性感冒」内務省衛生局著 (1922. 3)  
<https://www.niph.go.jp/toshokan/koten/Statistics/10008882-p.html>
- 5) 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ  
 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)  
 消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。  
[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_system\\_20200626\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_20200626_01.pdf)  
 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>



## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
  - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
  - ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など  
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。